
賞罰表象を用いた朝鮮総督府の「国語常用」運動

—「罰札」、「国語常用家庭」、「国語常用章」—⁽¹⁾

熊谷明泰

1 はじめに

本稿は、植民地時代末期の朝鮮において「国語常用」を強要するために、朝鮮総督府によって講じられた施策のうち、「罰札」、「国語常用家庭」の門札、「国語常用章」(バッジ)などの褒賞や懲罰の目印となる賞罰表象を用いた「国語常用」運動の展開過程を辿りつつ、日本の植民地言語政策が朝鮮民衆の民族性と人間性を踏みにじっていった様相を明らかにしようとするものである。

ところで今日、日本社会の一角には、日本の植民地支配は朝鮮民衆に対して朝鮮語の使用を禁じた事実はなく、むしろ朝鮮に於いて学校教育制度を整備し、朝鮮語正書法を定め、朝鮮語の教科書を編纂して朝鮮語教育を発展させる善政を施したとまで主張するような、隣国の人々の心情を逆なでする議論がみられる。そして、この種の議論は、植民地言語支配の現実から目を背け、自己の論理展開に都合のよいように議論を組み立てる奇形的なものであるばかりか、朝鮮植民地支配総体を正当化させようとする、偏狭なナショナリズムに凝り固まっている。

植民地や支配地域の民衆に国家語や標準語を植えつけ、これを常用させるための方策として「罰札」が用いられたケースは、ヨーロッパや沖縄のみならず、植民地下の朝鮮でもみられた。「罰札」に共通している特徴は、自らの母語を話すことを禁ずる相互監視システムのもとで、母語が「劣ったことば」、「話すのも恥ずかしいことば」と思い込ませ、母語を話すことは「国民意識」の欠如を示すものとして否定的に認識させることにあった。そして、民族語や方言によって営まれてきた従来の言語共同体を破壊し、支配言語による文化的統合を図ろうとするものであった。

「罰札」と対極をなす方策は、日常言語生活において母語を支配言語に置き換えた者を表彰する方策である。朝鮮では家族全員、あるいはその多くが「国語」を解し、家族間の対話においても「国語常用」を実践する家庭に対して「国語常用家庭」の門札を与えて自宅の玄関先に掲げさせたり、「国語常用」の模範者に「国語常用章」などのバッジを与えて、衣服にはいよう着用させたりする施策が講ぜられた。こうした表彰方式による「国語常用」運動推進施策は、「国語普及運動要綱」(国民総力朝鮮聯盟、1942年5月6日決定)の「国語常用者に対する表彰及優遇的処遇」の項でも「“国語常用の家”等、国語常用者又は国語普及に功有る者等を表彰すること」と指示されていた。

2 「国語常用」運動

日本の植民地統治下にあった朝鮮⁽²⁾では日本語が「国語」とされ、学校教育も初等教育段階から「国語」でなされた。「第1次朝鮮教育令」(1911年8月23日公布)⁽³⁾は「教育ハ教育ニ関スル勅語ノ

旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス」(第2条)として天皇に忠良な「国民」の育成をうたい、「普通教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコトヲ目的トス」として、特に「国語」の普及を目的とすることを明記していた。「第1次朝鮮教育令」は「朝鮮ニ於ケル教育ハ本令ニ依ル」(第1条)として、朝鮮人のみを対象とした法令だったが、在朝日本人の形成に伴って「第2次朝鮮教育令」(1922年2月6日公布、同年4月1日施行)では「国語ヲ常用スル者」(=「内地人」)と「国語ヲ常用セサル者」(=朝鮮人)の双方を対象とし、「内地人」は小学校、中学校、高等女学校に通い、朝鮮人は普通学校(6年が原則)、高等普通学校(5年)、女子高等普通学校(5年または4年)に通うことを原則とした。ただし、「特別ノ事情アル場合」には上記原則を守らなくてもよいこととされた。そして、朝鮮人が通う普通学校の目的は「徳育ヲ施シ生活ニ必須ナル普通ノ知識ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ習得セシムルコト」とされた。

その後、1938年4月1日より施行された「第3次朝鮮教育令」は、「内鮮共学」の方針のもと、「内鮮人両者ノ教育機関ヲ統一」すると規定して普通学校、高等普通学校、女子高等普通学校はそれぞれ、小学校、中学校、高等女学校に改められた。しかし、学校名称は統一されたが、「内鮮共学」というのは殆んど有名無実だった。⁽⁴⁾「第3次教育令」公布と軌を一にして、「小学校令」に「小学校ニハ加設科目トシテ朝鮮語ヲ課シ又之ヲ随意科目ト為スコトヲ得シムルコト」という特例事項が定められ、その後、漸次「朝鮮語」科目は廃止されていった。⁽⁵⁾また、「小学校令」の第16条7号には「国語ヲ習得セシメ其ノ使用ヲ正確ニシ応用ヲ自在ナラシメテ国語教育ノ徹底ヲ期シ以テ皇国臣民タルノ性格ヲ涵養センコトヲカムベシ」と、「国語」教育の徹底を通じて「皇民化」教育を進めることを定めている。さらに同条8号は「教授用語ハ国語ヲ用フベシ」として、この後、学校教育では教員も生徒も朝鮮語を使用することが一切禁止されていくことになった。⁽⁶⁾

1910年の植民地化以後、「第3次教育令」が公布(1938年3月)される頃まで、「国語」の普及政策は主に学校教育を通じて進められたが、初等教育への就学率は低い状態が続き⁽⁷⁾、このため「国語」の普及は遅々として進んでいなかった。⁽⁸⁾

朝鮮民衆に対して日常的に「国語」を用いることを強いる「国語常用」運動は、「第3次教育令」が公布されて以後、全社会的に展開され始めた。1938年からは「国語普及三ヶ年計画」が樹立され、『国語教本』が編纂配布され、小学校と簡易学校を会場として「国語講習会」が開催された。その後1941年からは「地方中堅層たる青年隊員」を中心に「国語」普及が図られていった。1938年には3,660ヶ所で講習会が開催され、総受講者数は210,373人であった。その成果は「簡単なる会話可能者」が92,564人(44%)、「片仮名解得者」が153,572人(73%)、「平仮名解得者」が58,875人であったという。⁽⁹⁾講習会の開催期間は約2ヶ月間で、全く日本語を解さない一般の青年、壮年、老年を対象とする方針の下で実施された。「五月の冴えました晩など、学校の校庭にまで溢れる程、たくさんの人々が子供や孫に手を引かれて三々五々集って参ります。先づ“君が代”を歌って皇国臣民の誓を立て、から、国語教育を受けるのであります」と盛況を博していたように、朝鮮総督府学務局編輯課長島田牛稚は当時の国語講習会場となった国民学校の風景を文字にしている。⁽¹⁰⁾また、1938年には陸軍特別志願兵制度の発足(1938年2月22日)によって、朝鮮青年たちも戦地に動員されることとなり、さらに、「戦時(戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」ことが出来る

「国家総動員法」(1938年4月1日)が成立した。この前年には日中戦争が勃発し、「皇民化」政策が展開され始めていた。当時の朝鮮総督南次郎は「国体明徴」¹¹⁾という政策課題を掲げ、朝鮮における「皇民化」教育政策を前面に打ち出していた。国体概念を朝鮮民衆に植え付け、これを全社会的に顕現させる「国体明徴」という政策は、日本が万世一系の天皇家が統治する国家であるという統治イデオロギーに承服しない人々をあぶり出して弾圧を加えるためのもでもあり、「国語常用」運動は、その「国語」政策面における実現形態だった。日中戦争のもとで朝鮮半島は兵站基地化され、朝鮮民衆に対して人的・物的に戦争を支える役割を負わせるためのイデオロギー教育が「皇民化」政策という形をとって行われはじめたのだった。「私共は、大日本帝国の臣民であります。私共は、心を合わせて天皇陛下に忠義を尽します。私共は、忍苦鍛錬して立派な強い国民となります」という「皇国臣民の誓詞」を制定し(1937年10月2日)、これを朝鮮民衆に日常的に斉唱させたことは、「皇民化」政策の目ざすところを象徴的に表現するものであった。「皇民化」政策として神社・神祠の参拝、創氏改名も進められたが、主要なターゲットは言語問題だった。1938年末の時点においても「国語」普及率は12%程度に過ぎず、「国語」普及率の向上と「国語常用」の推進が焦眉の課題とみなされていた。朝鮮民衆の「皇民化」にとって「国語」を日常的に用いさせることが絶対的要件であると考えられていたのであり、「国語」の習得なくしては、朝鮮民衆は「皇民化」しないという基本的考え方が、その底辺にあったからである。このことについて、朝鮮総督南次郎は朝鮮総督府定例局長会議(1942年4月12日)で行った訓示において、「国語は国民の思想精神と一体不離である。また国語を離れて日本文化はない。半島人の真の皇国臣民化は半島民衆をして国語を解せしめ国語を使用せしめることをもつて効果大なりと信じてゐる。国語の普及こそ内鮮一体の絶対的要件である」¹²⁾と語っている。また、これを受けて朝鮮総督府機関紙(朝鮮語版)の「毎日新報」社説は、「半島人が“大和の精神”、“大和の文物”を本当に理解し、これを体得しようとするならば、まず最初に国語を理解しなければならない。それゆえ、国語の普及は半島人の真の皇民化の絶対的條件であり、内鮮一体の条件である」¹³⁾と、同様の主張を繰り返していた。

1941年4月1日に「国民学校令」が施行されるに伴い、従来の小学校は国民学校(初等科6年、高等科2年)に改編された。国民学校の目的は「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」とされ、「皇民化」教育の徹底が図られた。

太平洋戦争が始まると、ますます「皇民化」政策が強圧的に推進されるようになり、全ての朝鮮民衆に「国語」を習得させ、公私を問わずあらゆる暮らしの場面で「国語」を用いさせる「国語全解・国語常用」運動が強行された。初等学校未就学の青年に対しては「朝鮮特別青年錬成所」への1年間の入所を義務付け、計600時間(うち、「国語」学習が400時間)の訓練を行った。この「錬成」の目的は、朝鮮青年を徴兵と徴用に駆り立てることにあつた。¹⁴⁾しかし、当時なおも朝鮮民衆は「国語常用」には消極的な姿勢、或いは反発の姿勢を示していた。第79回帝国議会(1941年12月)で朝鮮総督府警務局が行った以下の説明は、そうした状況を詳しく述べている。

「一般大衆に対しても日常極力国語使用を奨励して、遂年顕著なる効果を挙揚しつつありたるが、一部民族的偏見を有する者等は、斯ては結局朝鮮語は近き将来に於て地上より全く抹殺せらるるに至るべく、同時に四千年の歴史を有する朝鮮民族の文化は滅亡の他なく、祖先に対し^{まこと}毫に申訳無し等の言辞を弄し、或は一部国語を理解せざる父兄等は、自己の子弟が漸次内地語

を解して、日常家庭に於てすら朝鮮語使用を忌むが如き傾向にあり、^{ちかちか}旁々現社会より取残されたるが如き考より、各種非難的言辭を弄するものあり。殊に寒心に耐へざるは、近時左の如き偏見よりする反発的顯^{あらわれ}として、充分国語を解する中等程度以上の学生乃至官公吏の一部には、殊更に同僚間朝鮮語を使用せむとする傾向あるやに認めらるるものあり。過渡的現状に於て国語使用を強行せむが為には、^{けだ}蓋し当然起るべき事象と認めらるるも、本年十月其の誤りたる觀念を是正する為、^{かいちやく}総督談話¹⁵を發表、一般を戒飭したるが、爾來、非難的言辭乃至は反抗的態度より故意に朝鮮語を使用せむとするが如き傾向、漸次雲散霧消しつつあり。』¹⁶

また、朝鮮総督府学務局編輯課長島田牛稚は「国語常用運動」に関する談話の中でも、学校内でさえ「国語常用」がなされていなかったことについて、次のように言及している。

「少年は理想的にやってゐる。国民学校では教室で先生と問答し、運動場でも常に先生と接してゐる關係から、いつも国語を使ふ。それが中等学校になると、先生と会話する機会が少くなり、殆んど話を聴くだけにとどまり、運動場でも先生は姿を見せぬので、生徒同士は自然鮮語を使用する。専門学校ではそれがなほ酷くなり、学生はノートをとるだけだから、国語使用の時間は極めて僅かなものになる。家庭に帰れば全く鮮語使用であるから、学校で国語を教へても使ふ機会がないといふのが偽らざる現状である。教へるだけでは不可ない。使はせるやうに仕向けることが大切である。これは学校教育についての反省すべき問題であるが、一方、社会人としても国語を知つてゐるならば、必ず使用するやう心掛けなければならない。』¹⁷

日本政府は1942年5月8日の閣議で、昭和19年度より朝鮮に於いて徴兵制度を施行する旨の決定を行ったが、これを実施する前提として、朝鮮民衆の「皇民化」と「内鮮一体化」をより徹底的に行わなければならないと、このためには、「国語」の普及・常用を急速に推し進めなければならないと考えていた。当時、朝鮮総督府と国民総力朝鮮聯盟は「国語生活実践強調標語」を公募、審査した結果、「一億の民言葉は一つ」「国語で進め大東亜」「内鮮一体先づ国語」「日本精神国語から」の5点を優秀標語と決定し、ポスターや印刷物を作製して、朝鮮全域に配布することに決めていたことから、そのことはよく理解できる。¹⁸

「皇民化」政策の究極的目標は、「皇国」の為には一身をも捧げ得るイデオロギーを植え付けることにあった。たとえば、徴兵制度実施計画の發表を受けて慶尚南道西岡知事が發表した談話は、「皇国臣民」としての「一死殉国」、「日本精神」に徹するためだとして「国語」の習得を朝鮮青年に要求していた。

「政府当局の大英断をもって朝鮮に徴兵制度の施かれた事は、^{まこと}洵に感激に堪へない。南総督着任以来、内鮮一体に、皇民化に、教育拡充に、あらゆる積極的施策が結実して、今日の徴兵制度となったものに他ならないが、半島人もこの際、真の皇国皇民として大元帥陛下の下に一死殉国の兵役義務に服する慶びと自覚に燃えなければならぬ。また、この徴兵制度の施かれたことは、偉大なる朝鮮統治の成果を裏書するものに他ならないが、十九年度から施行されるについては、この準備期たる二年間において半島人は更に更に日本精神に徹するための心構へをな

し、国語の習得はもとより皇軍の一員として立派な精神、肉体両面の錬成につとめるやう、一段の努力を求めて已まない。而してこの所期の効果を大いに発現するやう、此際特に望む次第である。」⁹⁹

更に、島田牛稚は徴兵制度実施決定に関連して、「畏れ多い事ではあるが、上御一人（天皇－引用者注）のお使ひ遊ばす御言葉と、同じ言葉を語ることの光栄を自覚せしめ、さうしてそれは上御一人に随順帰一し奉る国民の至情であり、又皇国臣民の持ち得る最大の感激である事に思ひ至らさねばならぬ」¹⁰⁰と書き、朝鮮語を捨てて「皇民」として「国語」を常用することの意義は、天皇に随順する事にあると論じた。

「立派な皇国軍人は、全面的に国語の常用者であることが、絶対に必要であるべき筈である。かくして、今こそ朝鮮の人達は、永い間の使用によって得た朝鮮語への愛着も安易さも見事に振切って、ひたすら国語の常用に転ずべき時である。（中略）我々は日本人であるが故に、日本語を学ぶといふよりも、むしろ日本語を学ぶことによって、日本人となりうるのである。（中略）朝鮮は始政後既に三十年を超えて居るが、其の間国語の普及や常用に力めて来た貴き経験は、直ちに執って今後の日本語普及にはよい参考であり、又よき手本でもある。それ故朝鮮の人達が日本人として又国語の普及についても亦立派な先覚者であり、垂範者たるの誇を持ち得るのである。かくして今や全く議論を超えて、実際に国語常用を実行すべき秋である。而して其の段階としては、国語の普及にとって、まづ国語の理解者を多くせねばならぬ。さうして理解者は直ちに常用者とならねばならぬ。たとへ普及に成功をなし、所謂国語全解運動目的を達成しても、使用せなければ其の効を全くせぬ。それ故、普及運動といひ全解運動といふも、要は常用を目的としての事である。」

また、「毎日新報」社説（1943年1月4日）は、かつては「国語」が話せることは就職に有利で、取引関係上至便であるという生活の立場から「国語」が用いられた時期があったが、今日ではそうした功利とは全く絶縁された「人格形成としての自己練磨」であり、「国民的性格形成への純烈なる“行”であり、大君に帰一し奉る民草の誠実である」と論じた。そして、この意味において、「“兵”並に“兵の家”が半島の津々浦々に満つることこそ昭和18年の大きい課題」だとして、「皇軍兵士」の育成、および「銃後の家庭」の創出こそ「国語常用」の目的であると述べていた。

井上薫氏の研究¹⁰¹によれば、朝鮮における徴兵制度実施計画の発表直前、朝鮮軍司令部が開いた「甲委員会第1回打合」（1942年4月24日）では、「速カニ満二十歳未満ノ青年ニ対シ、国語ヲ普及スルヲ要ス」と判断し、これに続く「甲委員会第2回打合」（同年4月28日）、および朝鮮軍司令部と朝鮮参謀長との打合せを通じた調整の後まとめられた「甲委員会打合決定事項」では、「徴兵適齡未満ノ成年男子ニ対スル国語ノ急速普及」が決定事項に盛り込まれていた。

その後、朝鮮総督府と国民総力朝鮮聯盟合同の「第1回国語普及打合会」（1942年5月2日）が開催され、地方の諸状況に沿った国語普及の目標と方策が協議された。そして、各種の地方官公署や施設団体が「国語常用」を推進すると共に、朝鮮全土3,100校の国民学校内に「国語講習会」を設置し、これをベースにして「国語常用」運動を捲き起すことを協議している。そして、まず男女

青年700万人を対象とした「国語講習会」を実施することになっていた。²²たとえば、京畿道知事諮問「国語全解運動の現状に鑑み、之が強化徹底を期すべき具体的方策如何」に対する京城府答申書では、当時の京城府内朝鮮人人口815,000人のうち「国語」不解者は478,000人と見積もられ、これらの者に対する「国語全解」施策は次のように講じられていた。すなわち、5歳未満の児童81,500人は、将来国民学校に収容して「国語」を解得させ、「国語」を解しない青年隊員25,000人に対しては47の青年隊すべてを総動員し、1942年度には1隊平均200人合計9,400人に対して3ヶ月間の短期国語講習を実施して3年間のうちに「国語」不解者を一掃することとしていた。また、男子45歳以下、女子40歳以下の「国語」不解者242,000人に対しては当時実施されていた町会の国語講習を区に細別して実施して「国語全解」を図ることとし、これらの年齢以上の「国語」不解者129,500人に対しては「講習を実施することは困難なる事情ありと雖も家庭内に於ける児童、青年等、国語解得者の国語常用の訓練に依り将来国語を稍解し得る程度に到達せしめ」ることとしていた。このような「国語」不解者に対する網羅的な「国語全解・国語常用」のための施策は朝鮮各地の行政機関によって具体的に講じられ、「国民総力運動」として「国語」政策が展開されていた。そして、国民総力朝鮮聯盟では一般家庭初心者用教本「コクゴ」（ポケット版色刷絵入り約20頁）を40万部出版し、愛国班に1部ずつ配布して「一日一語」の解得を目指させたりしていた。

国民総力朝鮮聯盟は第44回指導委員会（1942年5月6日）において、「国語普及運動要綱」²³を決定し、朝鮮全域において「国語全解・国語常用」運動を「国民総力運動」として展開することを決めた。同聯盟は1940年10月に国民精神総動員聯盟（1938年7月設立）を改編して組織されたもので「本聯盟ハ国体ノ本義ニ基キ内鮮一体ノ実ヲ挙ゲ各々其ノ職域ニ於テ奉公ノ誠ヲ捧ゲ其ノ総力ヲ結集シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルヲ持ッテ目的トス」（同聯盟規約第2条）とされていた。その総裁には朝鮮総督が就任し、道、府・郡・島、邑、面、町・洞・里など朝鮮総督府の地方行政組織と完全に並行した形で地方組織が網羅された官製運動組織で、会社・学校等にも総力聯盟が組織されていた。そして、組織の最末端には、「内地」の隣組に相当する「愛国班」が置かれていた。組織名称は、例えば京畿道なら国民総力京畿道聯盟、京城府なら国民総力京城府聯盟などとされていた。

「国語普及運動要綱」の「運動要目」には、「国語を解する者」に対する「国語常用」施策と、「国語を解せざる者」に対する「国語全解」施策が示されている。この「国語普及運動要綱」は、その後各地方行政機関や各レベルの国民総力聯盟などで講じられていった「国語全解・国語常用」施策策定上の基本指針とされ、朝鮮総督府は国民総力聯盟による官製運動を操りつつ、朝鮮全域でこの運動を遂行していった。本稿では、この時期に行なわれた「国語全解・国語常用」運動に焦点を定め、「罰札」、「国語常用家庭」の門札、「国語常用章」（バッジ）など賞罰表象物の利用を伴った朝鮮総督府の施策について、当時の資料を紹介しながら考察したいと思う。

本稿で主に取り上げる資料は、1942年5月に各道で開催された「昭和17年度府尹郡守会議」において朝鮮の各道知事から出された「国語常用」運動に関する諮問に対して各地方行政機関から提出された「諮問答申書」²⁴である。この「諮問答申書」は拙著『朝鮮総督府の「国語」政策資料』（関西大学出版部、2004年3月30日）に収録されているが、引用に当たっては読みやすさを考慮し、原文の漢字・カタカナ混用文を漢字・ひらがな混用文に置き換え、さらに旧漢字は新漢字に置き換えた。また、適宜、句読点を追加し、「つ」が促音を表している場合は、「っ」に変えて示した。

3 「罰札」

植民地下朝鮮における「罰札」の使用例は、当時の新聞記事からも確認できる。たとえば、朝鮮総督府機関紙「京城日報」には、誠信家政女学校における以下のような例が紹介されている。この女学校では、「国語常用」が「内鮮一体」の第一歩であり、「第二国民」を養うべき「次代の母」が「国語常用」を徹底させなければならないという考えから、学校内で「国語」の使用を怠って朝鮮語を用いる者がいれば、「国語の愛用、発音を正しく」と記された札を、この「過失者」に付けさせて反省を求めた。そしてこの「罰札」は、その後発見される新たな「過失者」に廻されていくという類のものだった²⁸⁾。

咸鏡北道の吉城国民学校では、児童間での会話、もしくは「国語」のわかる人との会話で「国語」を使わなかった場合、「国語常用表」に×印が付されるとともに、「国語常用違反章」を首からさげさせられたという。この「違反章」を首からさげた者は、他の違反者を見付けると、この「違反章」をこの新たな違反者の首に下げさせることができた。また、「国語常用表」の×印が3回以上になる者は停学処分に付されたという。このほか、「国語全解運動日誌」を作成し、児童が自宅でも実行すべきこととされていた「国語常用」の状況を記入させ、家庭でも国語を常用している児童には「国語章」というバッジを付けさせていたという²⁹⁾。

咸鏡北道清津の清徳国民学校では、「国語カード」を作成して一定枚数ずつ生徒たちに持たせ、朝鮮語を話した者を発見した生徒は注意を与え、朝鮮語を話した生徒は“御注意お札”として手持ちのカードを1枚差し出すことにしていたという。そして、その結果を毎月統計にとって「国語常用」運動の効果を確認する術にしていたという。また、「国語賞」を設定して授与したり、「国語使用模範生」の胸に「国語章」を付けさせたりする方策も講じていたという³⁰⁾。

徳成女子実業では、銭形に載った紙のカードを生徒1人あたり10枚ずつ持たせたうえで、互いに「罰金」を取り合うことにさせたという。そして、もし朝鮮語を用いた生徒を発見したら、その女生徒からカードを1枚受け取り、カードが早くなくなった者を「成績不良者」とする「面白い工夫」が試みられていたという³¹⁾。このように10枚のカードを生徒各自に持たせ、相互監視のもとで朝鮮語を用いた者からカードを取り上げて、その多寡を競わせる方法が実施されていたことは、韓国社会で今も語り継がれている典型的なタイプのものである。そのカードには「国語常用」と書かれていたものもあれば、韓国で聞き書き調査したところによれば、単に担任教員の印鑑が押されただけのものもあったという³²⁾。

この他、「罰札」を用いたものではないが、生徒間の密告によって「国語常用」を進める類の施策も講じられていた。京城（現在のソウル）の同徳高女では、各クラス単位で教員監督の下に「報国籍」を作り、この箱の中には、「誤って」朝鮮語を用いた生徒の名を書いた名札を投げ入れ、毎週月曜日に箱を開いて確認する方策が用いられ、生徒が朝鮮語を用いないように生徒相互間で監視をさせていた。この相互監視システムについて、いみじくも同校校長の林川東植は「お互いに監督しあうところに特色があります」と語っている³³⁾。

平壤府庁では、府庁職員が平壤府民35万人に対する「国語常用全解」の推進隊となるよう、1942年5月23日に各課一斉に開かれた課常会で、国語常用徹底に関する「新作戰」の励行を誓ったという。その「新作戰」とは、課長を委員長とする「国語常用督励委員会」を各課毎に設置し、各課毎

に「国語督励名簿」を設けるというものだった。この閻魔帳とも言うべき名簿には、朝鮮語を使用した者を発見するたびに、その使用度数を記載したという。また、たとえ他の課の者であっても、「国語常用」を履行しない者を発見した時は記名報告を行い、「国語」を解する外来者との対話において朝鮮語を用いた場合も、発見次第報告を行うなど、相互監視のもとで「国語」の「常用作戦」を進めたという。そして、1ヶ月ごとに統計をとって委員長（課長）に報告するとともに、月ごとの個人別成績表を作成し、その結果に基づいて適当な時期に表彰、あるいは処罰処置を講じていたという。⁶³⁾

4 「国語常用家庭」

「国語普及運動要綱」は、「国語常用者に対する表彰及び優遇的処遇」として、「“国語常用の家”等国語常用者、又は国語普及に功ある者等を表彰すること」と定めていた。朝鮮における「国語常用の家」の設定・表彰は、筆者が知る限り咸鏡北道の羅南本町小学校訓導江原繁が提唱し、1940年10月の「紀元二千六百年教育勅語渙発五十周年記念事業」として「国語の家」の設定・表彰が行われたのが最初のものではなかったかと思われる。⁶⁴⁾ この「国語の家」については、朝鮮教育会の月刊機関誌に江原自身が書いた「朝鮮に於ける国語教育と“国語の家”設定について」⁶⁵⁾で詳しく述べられている。

江原は、まず「皇国臣民錬成」が教育の出発点であり帰着点でなければならぬゆえに、「国語」の普及と「国語」生活の深化に対する方策は、教育のみならず朝鮮統治の根本問題であるという。したがって、朝鮮で学校教育に携わる者は、「統治者」でもあるという自覚を持たなければならぬと論を進める。さらに、1939年末現在の朝鮮における「国語」普及率が13.89%（男22.05%、女5.5%）で、⁶⁶⁾ このうち「国語」を「稍解する者」1,491,126人、「国語」での「会話に差支えなき者」1,577,916人、合計3,069,032人であるという統計数値を示し、⁶⁷⁾ 1910年から1940年までの30年間で、中初等学校卒業者および中初等学校以上に在籍中の学生生徒数の総計が約160万人である状況と比較しつつ、学校教育を経ないで「国語」を習得した者が「果たして幾人ありや」と疑問を投げかけた。そして、江原は「今までの教育は余りに学校教育という殻の中でのみ、これをなしたものだ」と指摘しながら、従来の「漸進主義」的な「国語」普及方法を批判し、「我々は須らくこの旧殻を脱し、社会教育としての国語教育に力を注ぐべきものである」と主張した。⁶⁸⁾

江原は以上のように前置きしたあと、「幼児にとって家庭が言語教育の苗床であり、教室であるように、社会はそこに住む人々にとって有力な言語教育の教室なのである」という朝鮮総督府の森田編修官の言説を引用しつつ、「陳腐ながら本問題（「国語の家」－引用者注）を提唱して、よりよき国語教育の獲得に校をあげて万全を期する所以である」と書いている。この「言語教育の苗床」という話に関し、「釜山日報」は「咸北羅南本町国民学校では、児童の国語常用化が家庭において励行されぬ^{ママ}為め、国語奨励^{すくな}上^{すくな}からざる悪影響を及ぼし居るのを深く憂ひ、家庭を国語教育の苗床たらしむるべく、いろいろと腐心研究の結果」であったと報じている。⁶⁹⁾

江原は続いて、「国語の家」設定の基準と調査方法に関して、以下のように説明している。

羅南本町小学校で「国語の家」を設定するに当たっては2回の調査を行ったが、その1回目は学校での調査、2回目は各家庭を巡回しての实地調査であった。そして、「国語教育をなすのに最も

よい環境にある」とみなされる「全家族が之（「国語」－引用者注）を解する家」、および「祖父母及び学齢以下の者を除きたる家族にして、之を解する家」を「国語の家」に設定したという。

この結果、全校の戸数1,239 (7,879人)³⁸⁾のうち、「国語の家」に設定された戸数は136戸（全戸数の約11%）で、その内訳は「学齢以上の全家族解する戸数」が105戸、「祖父母を除きたる全家族解する戸数」が31戸であったという。³⁹⁾「国語の家」に設定された家に対しては、毎年、「教育に関する御勅語の渙発記念式」、すなわち10月30日に設定式を挙行して「国語の家」を象徴する徽章を与え、これを家の門前に掲げさせた。そして、これらの家を羅南本町小学校における国語教育の「模範家庭」とし、これを通じて在学している生徒の全家庭に「国語常用」運動を波及させるよう企図したという。

また、「国語の家」に設定されなかった家の者に対しては、「本校に児童を入学せしむると同時に、本校主催の夜学に入学就学の義務をもたせ、以て国語教養、並に国語常用を図る」ことにしていた。「国語の家」の設定・表彰を通じた「国語普及」施策は、朝鮮ではこの羅南本町小学校における試みが先駆けとなった。その後、1941年11月3日の明治節に慶尚南道の晋州第一国民学校では全校児童2,000人の家族の中から10家族が「国語常用家庭」に設定され、表彰されている。全教員が2,000人近い児童の家庭を訪問調査し、校長自らも実地調査の結果、「優良家庭」を設定したということである。これは慶尚南道における「国語常用家庭」設定の最初の事例となった。⁴⁰⁾これと同じ日、やはり慶尚南道の晋州公立吉野国民学校で、10の家庭に対して「第1回国語常用家庭表彰」を行ったことを「釜山日報」が報じている。⁴¹⁾また、同国民学校では、第2回目の表彰を1942年2月11日の紀元節の日に行い、第3回目の表彰を1942年4月29日の天長節の日に行ったことも報じている。

1942年5月7日、国民総力朝鮮聯盟は「国語普及運動要綱」を発表し、その中で「国語常用の家」を「国語常用」運動推進のための施策の一つとして取り上げたのを契機として、「国語常用家庭」は朝鮮全域に波及していった。⁴²⁾また、「国語普及運動要綱」に基づいて「国語」普及運動を朝鮮全域で展開させるため、1942年5月に朝鮮各道で開催された「府尹郡守会議」において、道知事から各道の地方行政機関に対して「国語」普及施策に関する諮問がなされた。この諮問に対し、各道の下級行政機関（府・郡・島）は「諮問答申書」を提出したが、それらの多数が「国語常用の家」設定を「国語」普及施策のひとつとして取り上げていた。なお、上で紹介した羅南本町小学校のケースでは「国語の家」という名称だったが、「国語普及運動要綱」には「国語常用の家」という名称が用いられている。なお、台湾では1937年から「国語常用家庭」制度が実施されていたが、朝鮮では「国語常用家庭」、「国語常用の家庭」、「国語常用の家」などの名称も使用されていた。⁴³⁾

5 各地方行政機関における「国語常用家庭」施策

朝鮮各道の「府尹郡守会議」（1942年5月）において、朝鮮各道の知事は「国語常用」施策に関する諮問を行い、これを受けて各地方行政機関は「諮問答申書」を提出した。この中で、「国語常用家庭」に関連した施策が講じられている部分を、以下に抜粋して示す。これを見ると、「国語常用家庭」には統制物資の優先的配給、一部夫役の免除、賃金、雇傭、初等学校入学選考における優遇など、特典の付与を行うとする施策が講じられていたことがわかる。また、「国語常用家庭」の者には「自発的に鮮語使用を根絶」させ、「国語を解する者より先づ鮮語使用の絶対禁止」を行

うための施策であるとする答申書もある。

「一人たりとも国語を解するものある家庭に於ては、之が中心となり他を教へる一面、^{なるべく}可成常用に努めしめ、一家挙げて常用する家庭に対しては優先的に統制物資を配給し、^{なおかつ}尚且、一部夫役を免除する等、特典を与へること。〈標札掲示〉常用家庭に対しては“国語常用家庭”の標札を掲げ、部落聯盟、其の他諸会合の場合に於ても、此等出席者に対しては特に席を設くる等、優遇の方法を講じ、他人をして羨望せしむると共に、自己に於ても名誉なりと思はしむること」(慶尚北道星州郡)、「国語常用の家庭を調査し、“国語常用の家庭”なる門札を作製配付し、一般民衆に対し国語愛用の精神を喚起せしめ、全解者をして自発的に鮮語使用を根絶せしむること」(黄海道谷山郡)、「国語常用の強化は、各家庭に於ける国語常用の徹底如何に左右されること至大なるに依り、之が強化方策としては、左(原文は縦書き-引用者注)に依るを適當と認む。一家の家族全員が国語を解し、且、常用を徹底的に為す家庭には“国語の家”の門札を掲げ、他の羨望の的たらしむ」(全羅南道宝城郡)、「国語全解マークを作成し、全解者に之を佩用せしむ。「国語全解の家」なる標札を作製して、之を国語全解の家庭に掲げ、名誉の家として表彰すること。本運動開始後に於て、速に「国語全解の家」に達したる家庭に対しては、物資の配給等に相当手心を加ふること」(咸鏡北道羅津府、「初等学校入学詮衡の場合は、国語常用家庭の児童を優先せしむること」(慶尚北道大邱府)、「家族中、少くとも半数以上が国語習得者なるときは、之を国語常用家庭に選定し、以て国語生活の実践を期せしむ。尚、“国語常用”の如き一定の門標を掲げしめ、^{なるべく}外来者も可成国語を以て対話する様、奨励すること」(慶尚北道軍威郡)、「〈国語常用家庭の育成〉官公署、学校児童家庭は原則として、国語常用を目標に之を実施すること。学校に在りては、訓導をして適宜児童家庭を訪問、之を強調し、尚成績優良なる家庭は、児童に対し表彰の方法を講ずること」(慶尚北道安東郡)、「〈国語常用促進策〉現下の事情の下に於ては、半島民衆の自発的苦学の修得は到底望み難き実情あるのみならず、特に斯かる重大事は相当強行の必要あるを認む。即ち、1. 一般家庭、官公署、其他団体とを問はず、絶対国語常用のこと。2. 国語常用者並国語常用家庭、及前記講習会出席、成績優秀なるものに対しては、表彰及優遇策を講ずること。3. 学校の児童を通じ、家庭に於て必ず国語常用に^{しょうよう}慫慂すること」(慶尚北道英陽郡)、「国語常用家庭ノ表彰」(慶尚北道慶州郡)、「〈国語常用家庭の表彰〉邑面学校等に於て国語常用家庭を調査し、毎年一定の時機に其の家庭を表彰し、一般に之を発表すると共に、個人にして国語普及に特に挺身し功労あるものを調査し、選奨の意味に於て表彰すること」(慶尚北道永川郡)、「〈国語常用家庭、及常用部落の設定並に褒賞〉国語常用家庭には名誉門札を掲げしめ、常用部落には薦賞旗を掲げしめ、国語習得に対する国民的自負心を認むると共に、対外者に対する注意を喚起する等の国語常用を持続せしむること。〈家庭の国語化〉生徒、児童を有する家庭に於ては、是等を通じて日常用語は総べて国語を以て用を弁せしむると共に、学校と家庭との緊密なる連絡を図り、家庭の国語化を図ること。尚、“我が家は国語常用の家なり”の目標の下に、家長又は国語を解する児童を中心として、未解家族に対する夕食後三十分程度にて国語の時間を設定し、国語の指導に当らしむること」(慶尚北道醴泉郡)、「国語常用家庭の表彰」(江原道高城郡)、「国語を解する者より先づ鮮語使用の絶対禁止をなし、官公署に於ては勿論、家庭其の他あらゆる方面に於て、公私を問

はず必ず相互に卒先して国語のみを使用する外、先般、国民総力朝鮮聯盟指導委員会に於て決定せる要綱の方法等に依り、国語未解者に対する教導に努めしむると共に、左記各項の実施を必要と認む。〈国語解得者の社会的地位を見せしむること〉国語常用家庭には各種配給品の優先を認むると同時に、各種労務者雇傭、或は賃金等に就ても優遇の方法を講じ、尚、国語教導功績ある人に対しては道知事より表彰する様、取計ふこと」(江原道江陵郡)、「〈常用家庭其の他表彰〉(イ) 国語常用模範家庭。(ロ) 国語常用模範愛国班。(ハ) 国語常用模範部落」(江原道三陟郡)、「部落聯盟を通じて半島人の国語常用家庭を調査し、其の行為奇特なるものは道知事(選に洩れたるものは郡守)、之を表彰すること」(咸鏡南道洪原郡)、「国語常用せる家庭を調査し、“国語常用家庭”の門標を掲げしむると共に、適宜に表彰の途を開くも普及上重要事と認む」(咸鏡南道甲山郡)、「“国語の家”の門札を造り国語常用家庭に掲げしめ、一般民衆の認識を深かめしむること」(咸鏡北道会寧郡)、「国語を常用する家庭には“国語常用の家”なる標識を掲げ、之を明瞭にすると共に、該家庭の子弟は入学児童詮衡の際優先権を認め、又、組合学校入学希望者は斯る家庭の子弟に限る等、種々便宜を与へ一般に推奨せしむ」(咸鏡北道慶源郡)、「〈国語講習会の徽章設定〉国語講習会課程修了者には修了マークを授与し、之を佩用せしめ、官公署職員は勿論、其他何人たるを問はず国語を解する者が此のマーク佩用者に遭遇せる場合には、必ず国語を使用することとす」(咸鏡北道慶源郡)、「国語常用家庭中、模範となるべき者に対しても表彰又は新聞等に発表し、之が奨励に努むること」(黄海道海州府)、「毎年、国民学校新入児童詮衡の際、国語常用家庭の子弟は優先的に入学の許容其の他の方法に依り、之を優遇すること」(黄海道金川郡)、「(1) 各官公署職員は卒先国語を常用し、且つ之が実践申合せをなすこと。(2) 各官公署、各種団体、各種組合等、凡ゆる指導機関を督励し、一般民衆に対し全面的国語常用運動を展開すること。(3) 国語全解の家庭、及国語全解者比較的多き家庭を調査して之に国語常用を奨励し、以て一般の模範たらしむるべく「国語常用の家」の標札を掲げしむること。(註) 一般に国語常用の活模範たらしむると共に、其の家庭をして相応の襟度を持たしむること。(4) 国語常用家庭を表彰すること。(註) 国語常用家庭を毎年二月十一日各種表彰すること。(5) 学校生徒児童挺進隊をして国語常用の実情を査察せしめ、以て強力なる国語常用運動に挺進せしむること」(黄海道瑞興郡)、「国語常用家庭にして他の模範たり得る者を選定し、之を表彰すること」(全羅南道光州府)、「国語常用家庭を適宜の機会に選奨すること」(全羅南道谷城郡)、「国語常用に対する学父母姉の関心を深からしむる一方法として“国語の家”なる門札を作り、常用家庭に対して之を掲げしめ、成績良好なる家庭に対しては面聯盟に於て表彰すると共に、上級学校進学、其の他官公吏採用等の際は之を考慮に入る、等、間接的に助長策を講ずるも適當なる方法と認む」(全羅南道高興郡)、「国語常用家庭、並国語普及功績者を表彰すること」(全羅南道和順郡)、「国語常用家庭、常用模範部落を設定し、之が普及を図ること」(全羅南道濟州島)

6 「国語常用家庭」の門札

「府尹郡守会議」(1942年5月)において各道知事からなされた「国語」普及方法に関する諮問に対する答申書において、「国語常用家庭」設定施策がどのように論じられていたのかについて考察

して見たい。

「国語常用家庭」の設定基準については、朝鮮全域における共通の基準が定められていたわけではなかったようである。⁴⁴ 前述した羅南本町小学校における「国語の家」設定基準とは異なる基準を示すものとして、「(国語常用家庭は) 家族中、少なくとも半数以上が国語習得者なるとき」(慶尚北道軍威郡) とか、「家族中、主人又は主婦、其他家族の大部分国語を介する家に対しては“国語常用の家”の門標を邑面より交付掲揚せしめ」(全羅南道順天郡) などとした例も見られる。また、忠清南道唐津郡では、国民総力唐津郡聯盟検定委員会主催の国語検定制度を設け、10歳以上40歳までの男女全員に試験を受けさせて、合格者には検定証を公布し、一家全員がこの検定合格証の交付を受けた家族を「国語の家」として表彰し、「国語の家」の表札を掲げさせたという。⁴⁵ 上で紹介した羅南国民学校の場合、全校戸数の11%が「国語の家」に設定されていたが、この数値は最も「国語」普及率が高かった京城府の場合と比べてみても、極めて高い設定比率となっているといえる。京城府国民総力課が府内各町の総力聯盟を通じて行った調査に依れば、1942年7月末現在、調査対象約17万戸のうち、わずかに190戸のみが「一家中あげて毎日国語を常用している朝鮮人家庭」として認定されたという。⁴⁶ また、「国語を諳解する家族を持つ家庭」は全戸数の約3割だったという。これは、国民総力京畿道聯盟で道内一斉に「国語常用模範家庭」を表彰することにして1942年春から管下の各府・郡・邑・面・部落聯盟を総動員して行われた調査の一環として行われたものであったが、京畿道全体では同年7月末現在で総計902戸、総人員4,670名となっており、京畿道内の朝鮮人約287万の僅か0.16%に過ぎなかった。この数値のように「予想したより国語を常用している家庭が少ないのは、主に老人や婦人たちの国語解得者が少ないことが、最も大きな原因であると当局は説明している」と朝鮮総督府朝鮮語版機関紙「毎日新報」は報じている。⁴⁷

「国語常用家庭」に設定された家に対しては、その旨を記した一定の標識(「門札」、「門標」、「標札」、「徽章」などとも呼んでいた)を与え、戸口や門前などのよく目立つ場所に掲げさせることとしていた(本稿5を参照のこと)。慶尚南道釜山府にあった牧ノ島国民学校では、1942年2月11日の紀元節の日に「国語の家」115戸に対する表彰式を行ったが、⁴⁸ このとき1戸に1枚ずつ授与された「国語の家」と墨書された門戸表札は、皇大神宮造営の際の余材のヒノキで作られたものだったという。⁴⁹ まさに、「国語の家」の設定自体が「皇民化」運動そのものであったことを、如実にうかがわせる話である。

「国語常用家庭」の設定は、学校教育の場で行われただけではなく、各種の職場、地域末端の愛国班、村単位でも行われていた。たとえば、国民総力咸鏡北道聯盟では1942年5月14日、道庁第2会議室において道内の工場、鉸山からそれぞれ1つの事業場(日本紡績清津工場、日本窒素肥料朱乙鉸業所)と国民総力部落聯盟にも「国語の家」を設定し、これを表彰していた。これらの事業場(工場、鉸山)では「労務員国語学校」や「国語講習会」を職場内に開設し、「国語」の普及・常用に努めたことが評価されたという。⁵⁰

「国語常用家庭」の門札を掲示させた狙いについては、「諮問答申書」には次に示すようにいろいろと記されている。

「一般民衆に対し国語愛用の精神を喚起せしめ、全解者をして自発的に鮮語使用を根絶せしむる」(黄海道谷山郡)、「国語習得に対する国民的自負心を認むると共に、対外者に対する注意

を喚起する等の国語常用を持続せしむる」(慶尚北道醴泉郡)、「外来者も可成^{なるべく}国語を以て対話する様、奨励する」(慶尚北道軍威郡)、「一般民衆の認識を深かめしむる」(咸鏡北道会寧郡)、「家族は勿論、来客等も標識を見て、自然、国語を使用せしむる如く馴致^{じゆんち}せしむる」(咸鏡南道元山府)、「外に対しては国民としての誇りを一般に知らしむると共に、内に於ては其の名誉を念^{おも}はしめ、以て国語常用の気運を促す」(咸鏡南道文川郡)、「之が促進を図り、更に進んで其の部落全体が国語を常用し得る迄に至りたるときは、之れを表彰するは特に効果ある」(咸鏡南道北青郡)、「国語常用に対する学父兄母姉の関心を深からしむる」(全羅南道高興郡)、「部落民をして国語習得熱を昂揚せしむ」(慶尚北道高靈郡)、「“国語の家”の門札を掲げ、他の羨望の的たらしむ」(全羅南道宝城郡)、「一般に国語常用の活模範たらしむると共に、其の家庭をして相応の襟度を持たしむる」(黄海道瑞興郡)

一方、「国語常用家庭」の門札とは対極的な事例として、「家族中一人も解する者なき家には“国語未解”といふ赤ビラを貼り、未解者を刺戟奮起させる」(黄海道安岳郡)という罰則的な施策も講じられていた。

7 「国語常用家庭」に対する優遇策

「国語常用」運動遂行上、「国語」不使用者に対してさまざまな不利益を与えたり、「国語」常用者に優遇策を講じたりしていた。「諮問答申書」では、朝鮮語を用いる者に対して与えるべき不利益として、統制物資の配給制限、物品の購入妨害、賃金支給上の不利益、公職就業制限、入学選考における差別、学業成績への反映など、様々な策が弄されていた。たとえば、「一般民の物資配給の際の用語は必ず国語たるべく、故に朝鮮語を使用する者に対しては、配給をなさざること」(京畿道富川郡)、「汽車、汽船、電車、自動車等の切符は、国語以外の用語を用いたときは販売せざること」(咸鏡南道恵山郡)、「会社、鉱山、工場、其他事業場に於ける就労者の国語を解する者には、賃金の割増を実施すること」(江原道金化郡)、「各種公職には国語を解し得ざる者を採用せざること」(慶尚北道慶州郡)、「初等学校入学児童は国語の多解者より優先的に許可せしめ、其の父兄及家庭をして、子女の入学の為にも国語の常用を余儀なくせしむること」(黄海道長湍郡)、「初等学校児童の各家庭に於ける国語常用は、直接之が普及に影響する所甚大なるものあるべきに付、極力奨励し、家庭に於ける常用状況を勘案して、各児童の成績総評を相当考慮すること」(咸鏡南道利原郡)など、実にさまざまな施策が構想されていた。「国語」を解しない朝鮮民衆は社会的不利益を被り、不自由な暮らしに甘んじなければならないという、「ムチ」をもってする施策であった。

一方、「国語常用家庭」に対しては、「諮問答申書」では以下のような「アメ」(優遇措置)を与えていた。

「各種配給品の優先を認むると同時に、各種労務者雇、或は賃金等に就ても優遇の方法を講じ」(江原道襄陽郡)、「該家庭の子弟は入学児童詮衡の際優先権を認め、又、組合学校入学希望者は斯^{かか}家庭の子弟に限る等、種々便宜を与へ」(咸鏡北道慶源郡)、「初等学校入学詮衡の場合は、国語常用家庭の児童を優先せしむる」(慶尚北道大邱府)、「国民学校新人学児童詮衡の際、国

語常用家庭の子弟は優先的に入学の許容、其の他の方法に依り之を優遇する」(黄海道金川郡)、「上級学校進学、其の他官吏採用等の際は、之を考慮に入る、等、間接的に助長策を講ずる」(全羅南道高興郡)、「一家挙げて常用する家庭に対しては優先的に統制物資を配給し、^{なおかつ}尚且、一部夫役を免除する等、特典を与へること。部落聯盟其の他諸会合の場合に於ても、此等出席者に対しては特に席を設くる等、優遇の方法を講じ、他人をして羨望せしむると共に、自己に於ても名誉なりと思はしむる」(慶尚北道星州郡)、「速に“国語全解の家”に達したる家庭に対しては、物資の配給等に相当手心を加ふる」(咸鏡北道羅津府)

上記の優遇策のなかに初等学校(国民学校)入学を優先的に認めるといふものがある。植民地下朝鮮では義務教育制度は施行されておらず(1946年から実施予定だった)、咸鏡北道鏡城郡の答申書に載せられた「初等学校に於ける昭和17年度入学状況調」によれば、郡内の公立国民学校志願者2,262人の67%に相当する1,505人が入学を許可されたという状況に鑑み、こうした優遇策が講じられた。

ところで、「国語常用家庭」に与えられる門札には、次のような文字が明記されることになっていたようである。

「国語常用」(慶尚北道軍威郡)、「国語常用家庭」(慶尚北道星州郡、咸鏡南道甲山郡)、「国語の家」(咸鏡北道会寧郡、全羅南道高興郡、江原道華川郡・金化郡、咸鏡北道鶴城郡・慶源郡、黄海道平山郡・長淵郡・安岳郡、全羅南道靈巖郡)、「国語常用の家」(咸鏡南道文川郡・北青郡、咸鏡北道慶源郡・黄海道瑞興郡、全羅南道順天郡、江原道楊口郡)、「国語常用の家庭」(黄海道谷山郡)、「国語愛(常)用の家」(咸鏡南道元山府)、「国語全解」(咸鏡南道咸興府)

8 「国語常用章」

「国語常用」運動は、究極的には「国語」を解する者に対して、朝鮮語で話すことを禁じつつ常に「国語」で会話することを求めるものだった。これを推し進めるため、「国語」での会話能力を有する者には「国語常用章」などの徽章を付けさせる方策が採用された。当時の新聞紙上には、「国語常用章」の使用例が紹介されているが、「国語」が話せる者であることを胸に付けた「国語常用章」で衆目にさらし、その者には朝鮮語を用いさせないよう心理的圧力を加えるものだった。

たとえば、国民総力釜山聯盟では「国語常用バッジ」を作成し、「国語」を解すものに付けさせることになったが、このバッジを付けていながらも「国語」を常用しない場合は、これを是正するよう心掛けさせるようにしたという。⁶¹ 平壤師範附属国民学校では「国語部」を同校総力聯盟に新設し、「国語」ができる者を5名選び、「国語部員」として「国語賞」のバッジを付けさせうえて、各クラスに1名ずつ配置し、構内はもちろん、登下校の途中や家庭に於ける国語常用の指導に当たらせ、「純正な国語」の使用を促進する推進力たらしめたという。⁶² 国民総力平壤府聯盟では国語を解する者には「常用マーク」を付けさせ、これらの者には徹底的に「国語」を常用させるようにしたという。⁶³ その後、同聯盟理事会では「国語全解常用実践督励策」としてこれを審議し、「最も適宜な実践方策」として採用を決定、平安南道内の各府・郡の国民総力聯盟において実行に移されるこ

とになったという。このように報じた「朝日新聞」北鮮版は、続けて次のように書いている。

「常用記章は旭日に国体を象徴し、その下に「国語」と記したバッジである。平壤府聯盟では早速、三^み中井百貨店に注文した。遅くとも今月末までに府内全愛国班に実費（1個15銭）で配布される予定。この記章着用者は“私は国語全解ですから、朝鮮語は絶対に使用しません”といふ標識となるわけで、今後、まづ記章の有無を見定めてから話さねば恥をかくことになる」⁶⁴

同じく国民総力平壤府聯盟では、「国語常用の家」を聯盟理事長の名で表彰し、その家庭には「国語常用の家」という門札を掲げさせ、「外来者に対して、この家では朝鮮語は使用できぬ」という「禁札」とみなさせる一方、国語を解する者には「常用マーク」を付けさせ、これを付した者に対しては「国語」を徹底的に常用させる計画を推し進めるとしていた。

慶尚南道釜山府の牧ノ島国民学校では、「第1回国語常用者表彰式」を行い、表彰された児童に「国語賞」と赤字で彫刻された胸章を贈与したという。⁶⁵ 咸鏡北道の清津清徳国民学校では、生徒達に「国語賞」を設定し、「国語使用模範生」の胸に「国語章マーク」を付けさせていた。⁶⁶ 同じく咸鏡北道の良化国民学校でも「国語賞」受賞者を表彰し、「何時いかなる時と雖も、絶対鮮語を使はぬことにしてゐます。鮮語で話かけられても返答せぬ。また、本校の誇とするところは、入学早々1年生を除き、鮮語使用者を絶対に認めぬことです。寝言、うわ言も国語でといふところまでゆくのを目指している」と、同校校長は語っている。⁶⁷

朝鮮総督府の各地方行政機関が作成した「諮問答申書」でも「国語常用章」について、以下に示すようなさまざまな施策が講じられていた。

「(愛国班長が率先して、班毎に講習会を開催し)一定期間後、理解の程度を考査し、修業マーク等を与え、修得者を区分して行くこと」(京畿道仁川府)、「国語常用者を一見識別する為、又、本人が国語常用者たるの名誉を誇とし、尚、他の国語未解者に刺戟を与へる一方策として、国民総力聯盟に於て一定式のマークを作製配付の上、之を見易き胸部、或は襟等へ佩用せしむること」(慶尚北道永川郡)、「(国語普及推進隊の隊員は)老幼男女学生生徒児童を問はず、国語を解する者の総べてを網羅し、常時一定の徽章を附せしむ。国民学校簡易学校夜学会は年四回開催、一回二ヶ月間とし、未就学者七、八才より十七、八才程度の男女を対象とす。町洞里部落講習会は町洞里部落聯盟主催下に、主として家庭婦人を対象として年三回開催、一回二ヶ月間とす。講師は篤志家其他適當の者、之に当る。受講者にして精勵勉学し、其の成績良好なるものに対しては、奨励の意味に於て徽章を交付し、佩用せしむ」(京畿道富川郡)、「国語理解者にして常用者たる者には「常用章」を、国語理解者にして会話に差支へなき者には「会話章」を、国語を使用し得ざるも聞き取り得る者、全々理解し得ざる者に分ち、全半島人に之を佩用せしむること。此の期間は国語常用者数、其の大部分を占むるに至りたる適當なる時機迄、之を実施するものとす」(慶尚北道慶州郡)、「国語を解する者に一定の徽章を交付し、之を胸間に佩用せしめ、国語を解するものの名誉章たらしむること」(慶尚北道慶山郡)、「国語を解する誇を表示する為、胸に一定の記章を佩用せしむ。全般的に亘ることは困難なるを以て、一応、青年隊員、戸主を対象とし実施し、漸次全般に及ぼさしむ」(慶尚北道高靈郡)、「児童、

生徒等にして在校及通学の際、一定期間鮮語を使用せざりし者に対し、顕彰の記章を佩用せしむること」(咸鏡南道咸興府)、「〈国語普及及優良者の表彰〉国語普及の一助たらしむべく、左記に依り成績優秀なる者を調査表彰し、之を表示すべき門標を掲げ、且つ物資の配給、其の他廉ある場合の招待に相当優先権を与ふるための徽章を佩用せしむること。(イ) 愛国班常会に国語を常用する愛国班。(ロ) 国語を常用する家庭。(ハ) 国語生活の重要性を自認し、自奮自励以て国語を自修の上、愛用する者。(ニ) 国語全解運動に^{じんすい}尽瘁したる者」(咸鏡南道利原郡)、「部落聯盟及愛国班の指導に依り、国語解得者多数にして其の成績優秀なる者に対しては選奨の途を講ずること(選奨の方法としては国語有功章、全解章、マーク等其他に依り表賞すること)(咸鏡北道会寧郡)、「〈国語講習会の徽章設定〉国語講習会課程修了者には修了マークを授与し、之を佩用せしめ、官公署職員は勿論、其他何人たるを問はず、国語を解する者が此のマーク佩用者に遭遇せる場合には、必ず国語を使用することとす」(咸鏡北道慶源郡)、「〈国語常用を表徴せる徽章の佩用〉国語を解する者は、其の内鮮人たるを問はず国語の常用を表示せる徽章を佩用し、国語を解する者なりとの矜持を保たしめ、之等の者同志は絶対的に国語を以て意志の疎通をなし、以て国語常用を馴致せしむると共に、“国語を解せざる者”の憧憬的となし、之等の者の国語取得熱の昂揚に資すること」(黄海道信川郡)、「国語常用者に対しては記章を作製し、愛用者に対し総ての取扱を優先的ならしむること」(全羅南道靈巖郡)、「〈優良者の選賞〉前項(一)の実績顕著たる者(家)に対しては「国語の家」として之を表彰すると共に佩用章を全家族に与へ、其の榮譽を賞すること」(全羅南道珍島郡)、「愛国班長率先して班員の国語全解を目標とし、班毎講習会を開催すること。指導方法は各班に国語指導員を一、二名設置するか、又は国語を解する者連帯責任を以て指導に当たる。……一定期間後、理解の程度を考査し修業マーク等を与え、修得者を区分して行くこと」(京畿道仁川府)、「国語常用者を一見識別する為、又、本人が国語常用者たるの名誉を誇とし、尚、他の国語未解者に刺戟を与へる一方策として、国民総力聯盟に於て一定式のマークを作製配付の上、之を見易き胸部、或は襟等へ佩用せしむること」(慶尚北道永川郡)、「国語を解する(青年隊の-引用者注)分隊には「マーク」を佩用し、優遇の方法を講ずること」(江原道金化郡)、「毎月一回の(国語-引用者注)愛用週間を設定し、一般は勿論、各種工場、商店、銀行、会社、工事場、事業所、停車場、劇場等公衆の集会所に付、特に其の愛用の一層徹底化を図り、^{いやし}苟くも其の週間に於ては、国語を解する者にして常用せざるものの絶無を期すること。但し、同週間中には“国語常用”のマークを佩用せしめ、国語に対する観念を深めしむるものとす」(咸鏡南道端川郡)、「国民総力聯盟に於て国語理解者を調査し、国語□□マークを与へ佩用せしめ、佩用者には絶対に国語を常用せしむること」(昭和17年5月12日、忠清北道郡守会議で鎮川郡が提出した意見書「48. 国語普及徹底を期せられたき件」)、「前記講習(「国語講習会」-引用者注)を終了したる者、又は家庭に於て習得したる者に在りては、学校職員を以てする検定委員会の検定を経たる者に夫々“国語解得マーク”を佩用せしめ、以て国語の解否を識別せしむること」(咸鏡北道清津府)、「国語全解マークを作成し、全解者に之を佩用せしむ」(咸鏡北道羅津府)、「国語講習修了者は本道の制定する一定のマークを常時佩用せしむること」(全羅南道潭陽郡)、「“国語常用ノ家”を調査し、優良なるものを表彰し、標識を戸口に掲げしむ」(京畿道富川郡)

8 終わりに

朝鮮や台湾における日本の植民地統治では、「言語政策」と言い得るだけの明確で体系的なものが、果たして存在していたのかという疑問が發せられることがある。このような疑問は、日本の植民地言語政策が行き当たりばったりで、むき出しの暴力的支配であったことを指摘しているものと思われる。しかし少なくとも、本稿で扱った「国語常用・国語全解」運動は、明確な政策目標を持って「総力運動」として行われた「皇民化」政策の実現形態だったのであり、かなり計画的・体系的に政策が遂行されたとみることができるだろう。

植民地時代末期に朝鮮総督府が行った「国語常用・国語全解」運動は、朝鮮民衆を「皇国臣民化」し、「内鮮一体」を押し進めるものだったが、なり振り構わず朝鮮民衆の自尊心を踏みにじる暴力的様相を呈していた。本稿で取り上げた「罰札」や「国語常用家庭」の門札や「国語常用章」などは、究極的には朝鮮民衆が家庭内言語生活ですら、朝鮮語を話すことを禁止してしまおうと目論んだ「国語常用・国語全解」運動の強制施策として用いられたものだった。それはまた、「内鮮一体化」という名の同化政策の重要な柱をなすものであって、朝鮮民衆から民族性の剥奪を図るものだった。こうした政策に対して、朝鮮民衆が抵抗しないはずはなかった。京畿道は1942年7月上旬に道独自の「国語普及運動施策要綱」を作成し、その中で「国語常用の雰囲気醸成」施策として11項目を列挙しているが、わざわざその第9項に「国語使用に対する批判的、揶揄的、妨害的態度を取るようなことがないよう、十分に施策を講じること」と書いているのは、いかに「国語常用」運動に対する抵抗意識が根強かったかを物語るものである。

「国語常用・国語全解」運動は、「国語」が話せない者がたとえ「国語」の単語一つでも習得すれば、これを自らが話す朝鮮語の中に混用し、次第に日本語の混濁度を高めていくというやり方を進めていた。「諮問答申書」でも「国語を以て会話を為し得ざるものと雖も、一度解得したる国語は朝鮮語使用の際に於ても常に之を混用し、国語常用に親しみを感ぜしむること」（黄海道長淵郡）などという「国語常用」施策を示している。当時、京城放送局では朝鮮語放送である第二放送を製作して流していたが、その朝鮮語の中に意図的に「国語」を混濁させて、「国語」の普及を図っていた。このことについて、朝鮮放送協会会長であった甘蔗は1942年5月におこなわれた「国語常用運動座談会」で次のように話した。

「それで今日、一日千五百から二千語位の国語を朝鮮語の中に入れて、だんだん接近さして行かうと云ふので、昨年から実行してゐる訳でありまして、それだけでも国語を朝鮮語に接近さして来たのでありまして…」。⁵⁸

このように、当時の「国語常用」運動は、朝鮮語における日本語語彙の混濁度を高めることを通じて、朝鮮民衆に少しでも多くの「国語」を用いさせるという方策まで採用していた。また、同じ座談会に出席していた夏山茂（中樞院参議、京城府会議員）は、「未だに朝鮮語研究会とかハンゲル会と言ったやうなものがあって、互ひに争ってゐるので困ったものでありますが、そういふものがあって朝鮮語を保存して行くといふ思想を持ってゐる者がありまして、そういふ意味で第二放送の朝鮮語を望んでゐるものが一部分にあるので、これは困ったものだと思つてゐます」と発言し、

続いて朝鮮軍報道部長であった倉茂は、「朝鮮語を残して研究するとか、保存するとかいふことは止めて、国語をやるんだといふ決心をみんなが持つ必要があると思ふ」⁵⁶⁾などと、朝鮮語使用禁止論をはるかに超えた朝鮮語絶滅論まで口にしていた。「内鮮一体化」政策、「皇国臣民化」政策は、朝鮮文化を「旧習」、「陋習」として捨て去って日本文化に浸ることを朝鮮民衆に迫り、たとえば民族衣装である白衣（チマ・チョゴリ、パジ・チョゴリ）についても「白衣着用は内鮮一体の風習に副はざるを以て、之が根絶せざる原因を為すは有産智識階級の自覚せざるに依る所多きを以て、既定方針に依り色服着用の徹底を期せんとす。日常生活上衣食住を漸次内地化せしめ、生活方式に於ても内鮮の区別をなからしむること」（忠清南道洪城郡「諮問答申書」、1942年）を企てるような日常生活の「内地化」が進められようとしていた。このような民族性抹殺政策が展開されていた状況下の1942年10月には「朝鮮語学会事件」が起こったが、これは「皇民化」政策の下で、朝鮮語研究と規範的朝鮮語の普及自体が独立運動を凶ったものとして治安維持法第1条に違反するものとされ、31名もの最も優れた朝鮮語学者たちや学会関係者が一網打尽に検挙された弾圧事件だった。こうした植民地支配の歴史が厳存するにもかかわらず、日本の朝鮮植民地支配は「諺文綴字法」（朝鮮語正書法）を制定し、朝鮮語教育を実施するなど「良いこともした」と恩着せがましく主張する人々は、素直な心で過去の歴史と向き合わなくてはならない。

主要参考文献

熊谷明泰『朝鮮総督府の「国語」政策資料』、関西大学出版部、2004年

注

- (1) 本稿は平成15年度・16年度文部科学省研究費補助金基盤研究(C)(2)（研究課題名：「植民地下朝鮮に於ける徴兵制実施計画に伴う「国語常用・国語全解」運動の展開様相」）による研究成果の一部として公表するものである。
- (2) 大韓帝国を併合した大日本帝国は明治43年勅令第402号（1910年10月1日より施行）において、「統監」ヲ「朝鮮総督」ニ、「韓国」ヲ「朝鮮」ニ、「憲兵将校」ヲ「憲兵ノ長タル将官、憲兵将校」ニ改ムことに伴い、それ以前には「韓語」とか「朝鮮語」と呼ばれていた言語名称は「朝鮮語」に一元化された。また、大韓帝国では朝鮮文字を「国文」としていたが、国権喪失と共に朝鮮語は「現地語」や「俗語」（vernacular）の地位に落ちこめられた。
- (3) 明治44年勅令第229号として公布された「朝鮮教育令」は、その後大きな改正が2度行われたので、便宜上最初の教育令は「第1次教育令」と称されている。
- (4) 「朝鮮教育令改正ノ件審査報告」（1938年2月19日。審査委員は枢密顧問官6名で、枢密院議長男爵平沼騏一郎に提出された）の4でこのことについて、「当局ノ説明ニ依レバ内地人ニ対スル朝鮮人ニ対スルノ普通教育ノ機関ニ於ケル従前ノ種別ハ此ノ改正ニ因リ名義上全ク解消スルモ其ノ実体ニ於テハ必ずシモ直ニ内鮮人共学ヲ施行スルニ非ズシテ現ニ存在スル学校ニ在リテハ概ネ沿革ニ従ヒテ現状ヲ維持セシム」と説明している。
- (5) 小学校で「朝鮮語」科目が廃止されていった推移は未だ具体的に明らかにされていないが、小学校が国民学校に再編された後も僅かながら「朝鮮語」科目が開設されていたことが、次の記述からわかる。「国民学校ニ於ケル朝鮮語科ハ随意科目トシテ認メアリ。現在之ヲ教授スル向歟ナク、国家百年ノ大計、真ノ内鮮一体観ニ立脚シテ、児童ヨリニ重用語ノ心苦負担ヲ軽減シ、一日モ早く国語一本ノ生活ニ立タシムル為、該科目ハ之ヲ削除スルノ要アリ」（咸鏡北道知事からの諮問「向フ五ヶ年ヲ期シ道内半島同胞ノ老若男女ヲ通ジテ国語ノ全解ヲ期シ且国語ノ常用ヲ目標トシ其ノ実現ヲ図ラントス之ガ具体案如何」に対する咸鏡北道鶴城郡の答申書、1942年5月12日）
- (6) 少し時代はさかのぼるが、1921年12月に刊行された『国語普及の状況』（朝鮮総督府学務局）では、当時「学校に於ける教授用語は必ずしも一定せざるも官公立学校等に於ては国語を以てするを普通とす。生徒相互の学校内

- に於ける用語は朝鮮語を常用するも時に国語習熟上の必要に基き生徒の自発により国語の使用を励行するもの亦まま之れあり」と、「国語」でも朝鮮語でも授業が行われ、生徒は学内で朝鮮語を常用していた状況を、ことさら批判することもなく淡々と記している。
- (7) 普通学校への推定就学率は、1920年4%、1922年9%、1930年16%、1934年21%、1936年23%、1937年26%、1938年（これ以後は小学校）30%、1939年34%、1940年38%だった（弘谷多喜夫・広川淑子「日本統治下の台湾・朝鮮における植民地教育政策の比較的研究」『北海道大学教育学部紀要』第22号、1973年）。また、1942年度には、国民学校就学率は54%（男75.5%、女33.1）になった。（「昭和18年」朝鮮及び台湾の現況」、本邦内政関係雑纂/植民地関係第1巻、アジア歴史資料センターのホームページ所載）
- (8) 「国語」普及率の推移は、1913年末0.61%、1923年末4.08%、1933年末7.81%、1938年末12.38%、1939年末13.89%、1940年末15.57%、1941年末16.61%、1942年末19.94%、1943年末21.15%と見られていた（『第八十六回帝国議会説明資料』、1944年12月、朝鮮総督府）。また、植民地統治が始まって20年が経過した1930年に朝鮮総督府が行った国勢調査では、詳細な「読み書きノ程度別人口」調査も行っている。これは各行政区画ごとに日本語の仮名文字と諺文（朝鮮文字）の読み書き能力に関して調査したもので、面・府・郡・道単位で集計されている。たとえば慶尚北道についてみれば、「仮名及諺文ヲ読み且書き得ル者」4.96%、「仮名ノみヲ読み且書き得ル者」1.27%、「諺文ノみヲ読み且書き得ル者」11.6%、「仮名及諺文トモ読み且書き得ザル者」82.2%となっており、道内全人口2,416,762人の8割強が全くの非識字者だったことがわかる。そして、日本語の仮名が読み書きできた者は6.23%に過ぎなかった。また、女性だけで見れば、全女性の90.7%が全くの非識字者で、日本語の仮名を読み書きできた者は2.5%に過ぎなかったことが、明らかにされている。（『昭和五年朝鮮国勢調査報告 第六巻 慶尚北道』、朝鮮総督府、1934年）
- (9) 森田悟郎「ふたたび国語対策協議会に出席して」『文教の朝鮮』1941年5月号、37頁～41頁
- (10) 「日本語普及の使命と課題－第二回国語対策協議会議事録抄録－ 国語の学校教育と社会教育 朝鮮総督府学務局編輯課長島田牛稚」『日本語』第1巻第2号、20頁～24頁、日本語教育振興会、1941年5月
- (11) 文部省が編纂し、各種学校、図書館などに大量に配布された『国体の本義』（1937年5月）の「第一 大日本国体」の章の冒頭で「国体」を定義して、「大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が万古不易の国体である」と論じている。更に、「而してこの大義に基づき、一大家族国家として億兆一心聖旨を奉体して、克く忠孝の美德を發揮する。これ、我が国体の精華とするところである。この国体は、我が国永遠不変の大本であり、国史を貫いて炳として輝いてゐる。而してそれは、国家の発展と共に弥々鞏く、天壤と共に窮るところがない」としている。
- (12) 「朝日新聞」西鮮版1942年4月15日付記事「皇民化は国語愛用から/普及を徹底して行え/南総督 今日定例局長会議で重大訓示」
- (13) 「毎日新報」1942年4月24日付社説「日常生活で国語を常用せよ」
- (14) 朝鮮全域に約2,700の朝鮮青年特別錬成所が設置され、満17歳から20歳までの未就学者を收容する規定になっていたが、さしあたり徴兵制度が施行される1944年に満20歳になる者のみを收容して、1942年12月より実施された。その目的は、将来軍務に服すべき場合に必要な資質を訓練し、勤労に適應する素質をも備えさせることとされた。学科の中心であった「国語」教育の目的は、「簡單ナル言語ヨリ始メ日常会話ヲ主体トシ漸次国民ノ生活諸相ヲ内容トセル日常必須ノ言語文字ヲ授ケ近易ナル国語生活ニ馴致セシメ国民的性格ノ錬成ヲ旨トスベシ」とされていた。そして国民学校4年修了程度の国語力（すなわち、「国語をやや解する者」のレベル）を付与し、入営後支障のない程度にまで訓練することを意図していたという。（島田牛稚「朝鮮に於ける徴兵制の実施と国語対策」『日本語』第4巻2号、39頁～43頁、1944年2月1日）
- (15) 朝鮮総督府局長会議（1941年9月30日）で南次郎朝鮮総督が行った訓示で、「家庭にあつてはやむを得ず朝鮮語を使はねばならぬ場合があらうが教員、生徒はなるべく国語普及のために家庭内でも国語常用に努べきである」などと語った。（『京城日報』1941年10月1日付記事）
- (16) 「第七十九回帝国議会説明資料」、国立国会図書館憲政資料室蔵大野緑一郎文書。
- (17) 「釜山日報」1942年5月3日付夕刊記事「全鮮国語一色運動/思ひ切った手段で/使はせることが先決/島田本府編

輯課長語る」

- (18) 「釜山日報」1942年5月3日付夕刊記事「優秀標語決まる」
- (19) 「釜山日報」1942年5月10日付夕刊記事「待望の徴兵制出ず/歓喜に振ふ全半島青年よ/真の皇国臣民として起て」
- (20) 「国語普及運動の展開」『文教の朝鮮』1942年8月号、pp.2-9.
- (21) 井上薫「日帝末期挑戦における日本語普及・強制の構造－徴兵制度導入決定前後の京城府を中心に－」『鉏路短期大学紀要』第28号、24頁、2001年2月
- (22) 「毎日新報」1942年5月3日付夕刊記事
- (23) 「国語普及運動要綱」の全文は以下の通り。

〈趣旨〉

本運動は半島民衆をして確固たる皇国臣民たる信念を堅持し、一切の生活に国民意識を顕現せしむる為、悉く国語を解せしめ、かつ日常用語としてこれを常用せしむるにある。

〈運動要目〉

(一) 常用に対する精神的指導

皇国臣民として国語を話し得る誇を感得せしむること。日本精神の体得上、国語常用が絶対必要な所以を理解せしむること。大東亜共栄圏の中核たる皇国臣民として国語の習得、常用が必須の資格要件たることを自覚せしむること。

(二) 国語を解する者に対する方策

官公署員は率先国語常用を励行すること。学生、生徒、児童は必ず常用すること。会社、工場、鉱山等に於ても極力常用を奨励すること。青年団、婦人会、教会その他集合に於ても国語使用に努むること。苟しくも国語を解する者は必ず国語を使用するは勿論、凡有機會に国語を解せざる者に対する教導に努むること。

(三) 国語を解せざる者に対する方策

国民学校附設国語講習所の開設。各道講習会の開催。国語教本の配布。ラジオによる講習。雑誌による講習。平易なる新聞の発行。常会における指導。児童生徒による一日一語運動。各所在における国語を解せる者よりの指導。

(四) 文化方面に対する方策

文学、映画、演劇、音楽方面に対して極力国語使用を勧奨すること。ラジオ第二放送に国語をより多く取入れること。諺文新聞に国語欄を設けること。

(五) 国語常用者に対する表彰及優遇の処遇

『国語常用の家』等国語常用者又は国語普及に功有る者等を表彰すること。公職その他の就職及其の待遇等各般の処遇に付、優先的に考慮すること。

(六) 此際官民協力し、全鮮的に本運動展開に付ての明朗且熱意ある機運を醸成するに努むること。

(七) 国語普及年次計画を樹立すること。

- (24) 全羅北道の「諮問答申書」については、存在が確認できない。1942年4月1日現在、朝鮮の地方行政組織は13道、241府・郡・島からなっていたが、このうち9道の156府・郡・島の「諮問答申書」の存在が確認された。
- (25) 「京城日報」1942年4月18日付記事「次代の母は国語常用/誠信家政女学校で厳罰を採用」
- (26) 「朝日新聞」北鮮版1942年5月23日付3面記事「“国語を使へ” 移動座談会㊤」に掲載された吉城国民学校長富永政市の談話。
- (27) 「朝日新聞」北鮮版1942年5月23日付3面記事「“国語を使へ” 移動座談会㊤」に掲載された清徳国民学校長佐井重勲の談話。
- (28) 朝鮮語を話した者からに実際に罰金を取っていた以下のような例も見られる。

京城府西大門警察署高等係の平山部長刑事は、「署内で執務の際は、仮令無意識にせよ、朝鮮語若くは英語等を使用した場合は、それが単語であっても一回につき金十銭也を徴収することを決議し実行」という「妙案」を実行し、「アイゴ、とか ナツブン、とかいう「雑語類」は綺麗に一掃され、積み立てた罰金は「国防献金」にしたという（「京城日報」1942年7月8日付4面記事「アイゴ、も懲罰/国語常用に西大門署員が妙案」）。「国

語で生活せよとの声がかましく叫ばれ出したのは、「内鮮一体は先づ国語の使用から」の建前からこの新運動となり、官庁を中心として各方面に国語常用熱があがり、あるところでは朝鮮語を使ったものは一回につき三銭乃至五銭を出し合って、それでお八つを買ったり、最近では時局柄、献金に当てゝゐるといったやうな新作戦が練られ、平壤府営中央市場の諸田場長が管財課長だった時分、自ら罰金制を提唱して最高の納金者だったといふ笑ひばなしもある」（「朝日新聞」西鮮版1942年3月29日付記事「国語の常用運動」）。「国語全解運動は常用の督励となり、朝鮮語の使用抑制となっていたところに“国語常用”が貼り出され、積極的なものになると罰金制を用ひてゐるが、これは笑へぬ真剣なナンセンス。十二日朝、平壤府齊藤酒造会社の事務室で“これを取って下さい”と十銭玉を差し出した朝鮮服の老人があった。事務員が国語でお話し下さいと注意したところ、件の老人“それがわかつてゐるから、罰金を前納するのです。どうか十銭分だけ話させてくれませんか”と懇願。「国語を話せぬ人に常用は出来ぬのは必定だから、罰金は納めなくてもいいのです」との説明に、老人は十銭玉を嚙口（がまぐち）にしまひ、ひそひそ用件を話して帰って行った。窓口には諺文の振仮名付で、「朝鮮語を使用したものは、一回につき十銭の国防献金すること」と貼紙がしてあったのである」（「朝日新聞」西鮮版1942年5月17日付3面記事「尾翼燈」欄）。「国語普及運動に朝鮮全州府庁では職員は努力してゐるが、指導的立場にある庁員は府民の国語生活に垂範するため、“庁内で朝鮮語を口にすれば罰金五十銭也”の新制度を申合せ、実行することとなった。懲罰金は国語普及運動資金に繰り入れる（全州）」（「朝日新聞」南鮮版（第2版）1942年7月31日付記事「各地縮刷欄/朝鮮語で罰金五十銭/全州府庁員の申合せ」）。

また、「諮問答申書」には次に示すやうな罰金を取る施策が講じられていた。「職員間に過怠金制度を設け着々が励行を期しつつあり」（咸鏡南道咸興府）、「執務時間中に於て同僚間国語を使用せざる者に対しては相当多額の過怠金を徴する等申合に依る制裁の方法を採るは国語の絶対的使用を励行せしむる上に有効なるべしと認む」（咸鏡北道清津府）、「官公署、学校、会社、鉱山等の職員従業員相互間、必らず国語をしようすることを申合せしめ之に違反する者よりは違約金を徴すること」（咸鏡北道佳吉州郡）、「官公署、学校、金融組合等に於ては職務の内外を問はず必ず国語を常用するやう各種聯盟に於て之を申合せ違反者に対しては違約金、失言料を徴し又は其の他の制裁を加ふる等夫々の長に於て適當なる手段方法を講ずること」（黄海道松禾郡）。

- (29) 「京城日報」1942年6月9日付3面記事「女学生と国語/お錢を払って国語錬成に精進/徳成実業の巻」
- (30) 「京城日報」1942年6月2日付記事「国語奨励の“宝箱”/同徳高女が妙案を実施」
- (31) 「朝日新聞」西鮮版1942年5月27日付記事「国語常用に新作戦/朝鮮語には黒星/平壤府庁に督励名簿」
- (32) 「朝日新聞」北鮮版1942年5月23日付記事「“国語を使へ”座談会④」。なお、石剛『日本の植民地言語政策研究』（明石書店、2005年）によれば、台湾ではすでに1937年に「国語常用家庭」制度が作られ、「国語常用家庭」の認定条件としては、「一、いわゆる「国語」を家族全員が常用するに至りたる動機とその時期、二、国語常用の程度、三、全家族国語常用者たるもの、あるいは国語解者にして国語常用に相当努力しつつあるもの（四歳未満六〇歳以上の者は除く）」という厳しい条件に加えて、「神宮大麻の奉齋」、「位牌の更新」、「家庭の生活様式」の如何、「思想感情の状況」など11項目の厳しい審査をクリアしなければならなかったという。そして、「改姓名」の許可条件の一つに「国語常用家庭」であることが定められていたという。
- (33) 『文教の朝鮮』1941年2月号、41頁-44頁。
- (34) この数値は「第八十六回帝国議会説明資料」（1944年12月、朝鮮総督府）（『朝鮮総督府帝国議会説明資料第10巻』、不二出版、1994年刊所載）に掲載された「国語を解する朝鮮人の累年比較表」と一致している。ちなみに、1933年末の時点で7.81%であったものが、1938年には13.89%と急伸している。これは日中戦争の勃発以後、「国語」普及運動が強化された結果である。また、1940年末15.57%、1941年末16.61%、1942年末19.94%、1943年末22.15%と推移しているのも、太平洋戦争下で更に「国語」普及政策が強化されていった結果である。外務省外交資料館所蔵「本邦内政関係雑件植民地関係」によれば、1943年末の朝鮮人総数に対する「国語」普及率は22.2パーセントで、その内訳は「国語ヲ稍解シウル者（国民学校4年終了程度）」9.9パーセント、「普通会話ニ差支ナキ者」12.3パーセントだった。さらに、25歳以上の朝鮮人男子における「国語」普及率は33.2パーセントだった。なお、10歳以上25歳未満の男子の70パーセントは「国語」を解するものと推定されていた。また、1939年末現在における「国語」解得者の男女別比率をみると、男100人に対して女25人の比率だった。（『朝鮮総督府調査

月報」第11巻第6号)。

- (35) 「昭和一八年末現在に於ける朝鮮人国語普及状況」(「第八十六回帝国議会説明資料」、昭和19年12月、朝鮮総督府)によれば、「国語ヲ稍解シ得ル者」は国民学校4年修了程度を標準とし、「普通会話ニ差支ナキ者」とは国民学校6年卒業程度を標準とした国語習得水準をいう。
- (36) 同様の主張は他にも見られ、咸鏡南道知事諮問「国語常用を急速に普及徹底せしむる方策如何」に対する恵山郡の答申書では「施政30有余年にして、未だ全鮮各層に国語の常用せられざる所以は、普通教育の普及と共に漸進主義を執り来りたるに由るものと認めらるゝを以て、此の際、速急に普及徹底せしむる為には、全鮮津々浦浦に強力なる国語全解大運動を展開し、国語の常用は大東亞戦争下、東亞諸族の指導者として絶対的に必要欠くべからざる資格要件にして、之に協力せざる者は自ら皇国臣民たるの名誉と指導者たるの矜持を放棄するものなることを、民衆各層に克く透徹する様率直に強調し、民衆の自覚を促し、自発的に協力する様指導を加ふるは勿論、短期間に速急に普及徹底せしむる必要上、本運動展開に当りては官民総ての機関を総動員して、強力且永續性ある運動たらしめ、又、民衆に多少不利不便ありとするも、之に拘泥せず敢行させるべからず」と書かれている。
- (37) 「釜山日報」1941年11月8日付夕刊記事「“国語の家”設定/国語普及常用化美談」
- (38) この7,879人のうち、「国語」を「解する者」は男2,717人、女1,384で合計4,101人、「国語」を「解せざる者」は男1,363人、女2415人で合計3,773人であったという調査結果が報告されている。
- (39) この約1年後、羅南本町国民学校では再度調査がなされ、在籍児童の家庭において家族全員が国語を使用する家庭が142戸に及んでいるとの報道が見られる。(「朝日新聞」北鮮版1942年2月25日付記事「国語常用の「殊勲甲」/咸北聯盟の運動成果挙る」)
- (40) 「釜山日報」1941年11月5日付記事「菊薫る三日/各地の明治節/晋州府の祝賀式」
- (41) 「釜山日報」1942年5月3日付夕刊記事「国語常用の五家庭/晋州府吉野国民校で表彰」
- (42) 例えば、京畿道では管下の各府尹、郡守に通牒を發し、1942年8月15日までに「最も優良な国語常用家庭」を報告させることにしたという。(「毎日新聞」1942年7月24日付記事「優良国語常用家庭-京畿道で8月15日まで調査表彰」)
- (43) 「(1944年)7月4日附弘107号通牒に依る本運動は、8月1日より実施中の処、最近入營の朝鮮人壮丁の実情に鑑み、其の国勢情充実は戦力増強上緊急のことに属するを以て、本運動を一層強化推進せしめんとす」という「趣旨」説明が冒頭に付された「徴兵制実施に伴ふ国語常用全解運動強化方策要綱」(国民総力朝鮮聯盟)では、「国語常用全解運動」の「実践方法」のひとつとして、「一般愛国班員は壮丁を出す家を国語の家となすべく、特に壮丁の妻たるものの国語力充実に周囲より協力すること。(指導標語)『立派な兵隊を出すために国語生活を実行しよう』」と書かれている部分がある。ここでは「国語の家」となっており、最後まで用語の統一は見られなかったようである。(『国民総力』7巻1号、1945年1月1日・15日合併号)
- (44) 台湾では「国語の家」と「国語常用の家庭」が区別され、それぞれの基準が定められていたようである。「国語の家」は家族全員が「国語」を常用している家、「国語常用の家庭」は「未だ国語の家として認定さるに至らない程度の国語を用ふる家を含みうる」とされた。つまり、認定の条件は「国語常用の家」の方が緩かった(上杉充彦「台湾における皇民化政策の展開」『高千穂論叢』62号、p.32)。また、その認定は州、庁に設けられた「国語常用家庭審査委員会」が、「国語常用」状態のみならず、「公民的生活」と「国民的信念」も認定基準として審査された(『岩波講座 現代教育学5』、p.347、岩波書店、1962年)。
- (45) 「朝日新聞」中鮮版1942年7月26日付記事「思ひつき“国語の家”/忠南唐津郡での新試みの検定制度」
- (46) 「大阪毎日新聞」南鮮版1942年8月30日付記事「輝く国語の家/京城府総力課で表彰」
- (47) 1942年9月3日付夕刊記事「国語常用模範家庭/京畿道で900戸を表彰することに」
- (48) 国民総力咸鏡南道聯盟の場合、大詔奉戴日の12月4日に「国語生活の指導者」、「国語の家庭」、「国語常用の部落」の表彰を行っている。(「大阪毎日新聞」北鮮版1942年12月9日付記事「必勝二年だ、さお頑張らう/宣戦一周年記念日に/国語常用の人・家庭・部落表彰/国語生活の模範」)
- (49) 「朝日新聞」南鮮版2版1942年2月1日付記事「“国語の家”表彰/釜山牧島国民学校/国語の常用奨励」
- (50) 「朝日新聞」北鮮版1942年5月15日付記事「国語普及の殊勲甲/咸北、工場鉦山国語の家表彰」

賞罰表象を用いた朝鮮総督府の「国語常用」運動

- 51) 「朝日新聞」南鮮版2版1942年6月3日付記事「国語常用章を胸に」
- 52) 「朝日新聞」中鮮版1942年5月8日付記事「半島の重点を衝く⑨/国語教育の虎の巻/平壤師範附属国民学校の新
試み」
- 53) 「朝日新聞」西鮮版1942年5月13日付記事「国語常用の家/平壤で表彰」
- 54) 1942年8月7日付記事「国語常用記章/平壤で愈よ実行」
- 55) 「朝日新聞」南鮮版2版1942年2月13日付記事「“国語の家”表彰/釜山の牧ノ島国民校で
- 56) 「朝日新聞」北鮮版1942年5月23日付記事「“国語を使へ”移動座談会⑩」
- 57) 同上
- 58) 「釜山日報」1942年5月24日付夕刊記事「国語常用運動座談会⑪/内鮮一体は国語から/必ずやる決心を堅めよ」
- 59) 同上